

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 1 1 5 号	八景水谷 2 丁目 第 1 5 号線	北区八景水谷 2 丁目 1 3 8 3 番 1 4	地先	
		北区八景水谷 2 丁目 1 3 7 5 番 7	地先	
議第 1 1 6 号	龍田 6 丁目 第 3 号線	北区龍田 6 丁目 1 0 6 6 番 5	地先	
		北区龍田 6 丁目 1 0 6 6 番 1 2	地先	
議第 1 1 7 号	神園 2 丁目 第 6 号線	東区神園 2 丁目 2 7 2 番 2	地先	
		東区神園 2 丁目 2 7 3 番 1 0	地先	
議第 1 1 8 号	神園 2 丁目 第 7 号線	東区神園 2 丁目 1 8 2 番 2 5	地先	
		東区神園 2 丁目 1 8 2 番 1 8	地先	
議第 1 1 9 号	戸島 5 丁目 第 1 2 号線	東区戸島 5 丁目 1 2 4 番 6	地先	
		東区戸島 5 丁目 1 2 4 番 9	地先	
議第 1 2 0 号	長嶺西 2 丁目 第 1 1 号線	東区长嶺西 2 丁目 2 4 9 6 番 8	地先	
		東区长嶺西 2 丁目 2 4 9 6 番 1 3	地先	
議第 1 2 1 号	梶尾町 第 1 1 3 号線	北区梶尾町 1 4 0 9 番 6	地先	
		北区梶尾町 1 4 0 9 番 1 7	地先	
議第 1 2 2 号	西梶尾町 第 9 号線	北区西梶尾町 6 4 9 番 1	地先	
		北区西梶尾町 6 5 2 番 1 6	地先	
議第 1 2 3 号	西梶尾町 第 1 8 号線	北区西梶尾町 6 5 4 番 1 4	地先	
		北区西梶尾町 6 5 4 番 4	地先	
議第 1 2 4 号	会富町 第 1 0 号線	南区会富町 1 2 4 6 番 5	地先	
		南区会富町 1 2 4 6 番 3	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第125号	今町 第3号線	南区今町176番9	地先	
		南区今町176番5	地先	
議第126号	白石町 第11号線	南区白石町266番12	地先	
		南区白石町266番9	地先	
議第127号	碓 第18号線	南区城南町碓1210番3	地先	
		南区城南町碓1210番8	地先	
議第128号	上古閑 第2号線	北区植木町上古閑43番14	地先	
		北区植木町上古閑43番9	地先	
議第129号	円台寺 第5号線	北区植木町円台寺70番1	地先	
		北区植木町円台寺72番3	地先	
議第130号	投刀塚 第4号線	北区植木町投刀塚280番17	地先	
		北区植木町投刀塚280番11	地先	
議第131号	一木 第16号線	北区植木町一木18番1	地先	
		北区植木町一木18番6	地先	
議第132号	鐙田 第5号線	北区植木町鐙田102番5	地先	
		北区植木町鐙田207番1	地先	
議第133号	鐙田 第6号線	北区植木町鐙田1993番1	地先	
		北区植木町鐙田74番1	地先	
議第134号	荻迫辺田野 第1号線	北区植木町荻迫643番5	地先	
		北区植木町辺田野413番	地先	
議第135号	楠5丁目 第16号線	北区楠5丁目2075番17	地先	
		北区楠5丁目1379番6	地先	
議第136号	小山6丁目 第1号線	東区小山6丁目3561番5	地先	
		東区小山6丁目3575番	地先	
議第137号	広住小野 第1号線	北区植木町広住1361番1	地先	
		北区植木町小野786番1	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 管理引継
- (3) 地元要望
- (4) 道路整備